

○湯沢市ふるさと企業基幹技術継承支援補助金交付要綱

令和3年7月30日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ふるさと企業基幹技術継承支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、湯沢市ふるさと企業振興基本条例（平成27年湯沢市条例第36号。以下「条例」という。）の基本理念に基づき、ふるさと企業（条例第2条第1号のふるさと企業をいう。以下同じ。）が行う基幹技術の継承に要する経費の一部を補助することにより、当該企業の持続的発展による地域経済の発展及び地域雇用の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基幹技術 ふるさと企業の事業継続に欠くことのできない製造技術等であって、ものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成11年政令第188号）第1条に規定する技術のうち、木工製品、食品、酒類等の製造等に用いられるもので、習得に相当の期間を要すると認められるものをいう。
- (2) 基幹技術者 ふるさと企業の在職者で、基幹技術を有する者をいう。
- (3) 後継技術者 市内に居住し、ふるさと企業の常用雇用者として基幹技術の習得及び維持継承をする意思を有する者をいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ふるさと企業における基幹技術者から後継技術者への基幹技術の継承に係る事業とする。

2 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象事業を実施する期間のうち、連続する36月を上限とした期間とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するふるさと企業とする。

(1) 後継技術者を期限を定めず雇用するものであること。

(2) 市税等に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ふるさと企業が基幹技術者へ支払う給与とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額とし、基幹技術者1人当たり次に掲げる額を上限に予算の範囲内で交付する。

(1) 補助対象事業開始後1月から24月まで 月額10万円

(2) 補助対象事業開始後25月から36月まで 月額5万円

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前まで（前年度から引き続き補助対象事業を実施する場合には、当該補助対象事業を実施する年度の初日）に、ふるさと企業基幹技術継承支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) ふるさと企業基幹技術継承支援補助金事業計画書（様式第2号）

(2) 基幹技術者及び後継技術者に係る労働条件通知書の写し

(3) 基幹技術者及び後継技術者の在籍状況が確認できる書類並びに労働者名簿の写し

(4) 市税に滞納がないことを証する書類（発行後1週間以内のものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象期間のうち年度（以下「実施期間」という。）ごとに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(指示及び検査)

第10条 市長は、必要に応じ補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して補助事業に関し報告を求め、若しくは指示し、又は必要があるときは、事業所等に立ち入り、補助事業の実施状況を検査することができる。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は、実施期間の末日が到来したとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、実施期間における補助対象事業の実績について、30日以内又は当該事由が発生した日の属する年度の末日のいずれか早い日までにふるさと企業基幹技術継承支援補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） ふるさと企業基幹技術継承支援補助金事業実施報告書（様式第4号）

（2） 基幹技術指導月報（様式第5号）

（3） 基幹技術者の賃金台帳の写し

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告があったときは、これを審査し、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、規則第16条に規定する補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業者の責務）

第13条 補助事業者は、市が行う補助事業の成果の広報等に協力するものとする。

（関係帳簿の保管）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該補助対象事業の収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和4年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(湯沢市ふるさと企業振興補助金交付要綱の一部改正)

3 湯沢市ふるさと企業振興補助金交付要綱（平成31年湯沢市告示第24号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 事業所所在地
事業所名称
代表者職氏名

ふるさと企業基幹技術継承支援補助金交付申請書

年度においてふるさと企業基幹技術継承支援補助金の交付を受けたいので、湯沢市ふるさと企業基幹技術継承支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) ふるさと企業基幹技術継承支援補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 基幹技術者及び後継技術者に係る労働条件通知書の写し
- (3) 基幹技術者及び後継技術者の在籍状況が確認できる書類並びに労働者名簿の写し
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類（発行後1週間以内のものに限る。）
- (5) その他の書類

様式第2号（第8条関係）

ふるさと企業基幹技術継承支援補助金事業計画書

1 ふるさと企業概要

技術継承を実施する事業所	〒 事業所所在地： 事業所名称： 代表者職氏名： 電話番号：		
事業内容			
従業員人数	正社員 人	その他 人	合計 人
担当者	所属		電話番号 - -
	氏名	ふりがな	FAX - -
			E-MAIL

2 事業概要

基幹技術者	氏名	
	生年月日	年 月 日
後継技術者	氏名	
	住所	湯沢市
	生年月日	年 月 日
基幹技術継承計画期間	年 月 日から 年 月 日まで (カ月間)	
今年度の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで (カ月間)	
継承する基幹技術		
技術継承事業の実施をふまえた今後の事業見通し等		

5 収支計画

(1) 収入の部

項目	金額 (円)	備考
市補助金		
自己資金		
合計		

(2) 支出の部

項目	金額 (円)	備考
基幹技術者給与 (月～ 月)		
合計		

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 事業所所在地
事業所名称
代表者職氏名

ふるさと企業基幹技術継承支援補助金実績報告書

年度の補助事業が完了したので、湯沢市ふるさと企業基幹技術継承支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金実績額 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) ふるさと企業基幹技術継承支援補助金事業実施報告（様式第4号）
 - (2) 基幹技術指導月報（様式第5号）
 - (3) 基幹技術者の賃金台帳の写し
 - (4) その他の書類

様式第4号（第11条関係）

ふるさと企業基幹技術継承支援補助金事業実施報告書

1 月ごとの事業実績

実施時期	事業実施内容及び達成度
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

2 事業の収支報告

(1) 収入の部

項目	予算額	決算額	備考
市補助金（見込み額）			
自己資金			
合計			

(2) 支出の部

項目	予算額	決算額	備考
基幹技術者給与 （ 月～ 月）			
合計			

3 事業実施報告

基幹技術者による今年度の講評

後継技術者による今年度の事業実施報告

基幹技術者による当月の講評

後継技術者による当月の事業実施報告

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 11 条関係)

様式第 4 号 (第 11 条関係)

様式第 5 号 (第 11 条関係)